第七十六条の二第二項	電磁的記録	調書		
第八十条第三項		第四項の規定は答弁書について、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は前項の書証の写しの添付	第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、答弁書	
第百八条第一項	電子呼出状	呼出状		
	記録しなければ	記載し、尋問事項書を添付しなければ		
第百十六条第三項		の作成に用いる場合	への添付	
第百十八条第二項		記録させなければ	記載させなければ	
第百二十七条		前節（証人尋問）	前節及び企業価値担保権実行手続規則附則第九条	
第百三十四条		第百八条（電子呼出状の記録事項等）	企業価値担保権実行手続規則第十一条第一項において読み替えて準用する第百八条第一項	
		の電子呼出状	の呼出状	
		第二項、第四項及び第五項	第二項及び第五項並びに同規則附則第九条第一項及び第二項	
第百四十二条		記録すべき	記載すべき	
第百四十六条第一項		裁判所書記官は、法	法	
		画像情報を	原本、謄本又は抄本は、	
第百四十六条第二項及び第百五十一条		第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）	企業価値担保権実行手続規則第十一条第一項において読み替えて準用する第百四十二条及び同規則附則第十一条	
		電子調書について	調書について	
第百四十七条		第一項から第三項まで及び第百三十七条の二から前条まで	から前条まで（第百三十七条第三項及び第四項並びに第百四十三条第三項を除く。）	及び企業価値担保権実行手続規則附則第十一条の規定
		の規定		
第百四十九条の二第一項	最高裁判所の細則で定めるところにより、当該申出に係る電磁的記録の複製を第五十二条の十（電子情報処理組織）第一項の電子情報処理組織を使用する方法によりファイルに記録し、又は電磁的記録の複製	電磁的記録をいう	当該電磁的記録	書面をいう

第百四十九条の二第一項及び第二項	電子証拠説明書	証拠説明書
第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	電磁的記録の複製	電磁的記録を記録した記録媒体
第百四十九条の四	提出等）	提出等）並びに企業価値担保権実行手続規則附則第十一条
	読み替える	、企業価値担保権実行手続規則附則第十一条中「同条の文書の写し」とあるのは「第十一条第一項において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項	電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書	判決書
第百八十九条第一項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
	（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	
第百八十九条第二項及び第三項	電子上告提起通知書	上告提起通知書
第百九十四条	による電子上告提起通知書	による上告提起通知書
第百九十五条	被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）	被上告人の数に六を加えた数の副本
第百九十九条第二項	電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
第二百九条	電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書	上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書
第二百十条第一項	電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。）	抗告提起通知書
第二百十条第二項	電子抗告提起通知書	抗告提起通知書
	電子抗告許可申立て通知書	抗告許可申立て通知書